

慰 謝 料

本会が施術事故の対応相談を受ける中で、「治療費の実費以外に慰謝料の請求を受けた」とお聞きすることがあります。慰謝料とは精神的苦痛の代償で損害賠償の1つです。本来、慰謝料自体が財産以外の損害を指すもので民法第710条が根拠とされています。

民法第710条

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

施術事故の慰謝料は傷病名によって金額が決まるのではなく、対象傷病の治療が終わった段階で最終的に検討され、金額などは相手から提出された資料を元に事務的に算出されるのが一般的です。

慰謝料に関して相手方からの申出内容には次のような代表例があります。

① 慰謝料はいらない

「治療費を払ってくればいい」とそれ以上を望まない方は、ケガが治った際は再びこの店舗の施術を受けたいと考えている方が多いようです。また、建前では「治療費だけでいい」と言いながら「店舗側から慰謝料を払いますと言ってほしい」と思っている方も中にはいます。このように言葉通りに受け止めてはいけない相手方もいますので注意が必要です。

② 慰謝料の代わりに費用負担を

慰謝料は請求しないが今回の件で出費した旅行のキャンセル代など治療費以外の費用を全額払ってほしいといった要望です。この場合は相手の要望がどうあれ請求された費用に支払う義務があるかを検討し、慰謝料を加えて提示することが望ましいと考えます。

③ インターネットで調べた

「インターネットで調べたところいくらを請求できると書いてあった」や「弁護士に相談したらいくら請求できると言われた」など弁護士や法律のホームページの情報をうのみにして弁護士に委任した場合と同じような基準で請求される方がおられます。弁護士と同等な立証能力を有しない方がこれらを利用して認められにくいのが現状です。



いずれの場合も相手方に提示する金額は算出根拠のあるものとすべきです。また、説明内容は相手や状況によって変えるべきで、本会では会員に対し状況に即したアドバイスを行っております。

日本治療協会は移転します。

※移転に伴い郵送物送付先、TEL、FAXが変更となります※

MOVE

旧住所営業最終日：2月21日（木）
臨時休業日：2月22日（金）
新住所営業開始日：2月25日（月）

新住所
〒103-0021
東京都中央区日本橋本石町4-4-11 日本橋SSビル2F
TEL：03-6281-8188 FAX：03-6281-8187

MOVE

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対しても状況に合わせたアドバイスを行っております☆
・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員 A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員 B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-1